

収集運搬業

許可を受けた産業廃棄物(13 種類)について事業者から運搬の委託を受けた場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく契約を締結し、排出業者から Manifest の交付を受け、指定された許可処分業者の事業場に運搬する。

	産業廃棄物の種類	運搬量(t・m ³ /月)	性状
1	廃油	15t/月	自動車製造等に伴う廃棄物
2	廃酸	0.5t/月	〃
3	廃アルカリ	0.2t/月	〃
4	ゴムくず	0.5t/月	〃
5	廃プラスチック類	10 m ³ /月	〃
6	紙くず	2 m ³ /月	〃
7	木くず	5 m ³ /月	〃
8	繊維くず	1 m ³ /月	〃
9	金属くず	60t/月	〃
10	ガラスくず	10 m ³ /月	〃
11	がれき類	5t/月	〃
12	汚泥	1t/月	排水工程から排出される汚泥
13	動植物性残渣	1 m ³ /月	菓子製造で発生する不要物

車両毎の用途

- ・許可にかかる車両は、コンテナ車 3 台、清掃車 1 台、キャブオーバー 1 台の計 5 台である。
- ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣の運搬には清掃車、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類についてはコンテナ車又はシートがけしたキャブオーバーで運搬する。

業務時間

月曜日～土曜日(8時30分～17時30分)

※日曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休業日。

環境保全措置の概要

産業廃棄物が飛散し、流出しないための措置

- ・コンテナ車、清掃車等飛散、流出しない運搬車両を使用する。
- ・必要に応じてシート掛けをする。

収集・運搬に伴う悪臭、振動、騒音に対する措置

- ・生活環境の保全に配慮し、問題が発生した場合には直ちに運搬を止め、必要な対策を講じた上で、運搬を再開する。

処分業

1. 事業の全体計画

許可を受けた産業廃棄物について事業者から処分の委託を受けた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく契約を締結し、運搬業者からマニフェストを受け取り、適正に処分する。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場 の名称及び所在地	処分方法	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	ゴムくず	0.5t/月	固形	大阪府・奈良 県・三重県	破碎	柏原市国分東条町 26 番 15 号 (株)東栄大和クリーンセンター
2	廃プラスチック類	10 m ³ /月	固形	同上	〃	
3	紙くず	2 m ³ /月	固形	同上	〃	
4	木くず	5 m ³ /月	固形	同上	〃	
5	繊維くず	1 m ³ /月	固形	同上	〃	
6	金属くず	60t/月	固形	同上	〃	
7	ガラスくず	10 m ³ /月	固形	同上	〃	
8	がれき類	5t/月	固形	同上	〃	

3. 処分業務の具体的な計画

① 業務時間

月曜日～土曜日(8時30分～17時30分)

② 休業日

日曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)

③ 業務体制

業務部の管轄の下、現場責任者が、作業員及び運転者を指揮監督し、作業安全・環境の保全・コンプライアンスの遵守を日頃より徹底している。

4. 環境保全措置の概要

- ① 雨水等流出防止措置
 - ・屋根により雨水による汚染はない。
- ② 当該事業にかかる汚水処理装置
 - ・屋内であり、汚水排水はない。
- ③ 飛散・流出防止措置
 - ・屋内のため飛散流出はない。
 - ・屋外でコンテナ保管を行う場合は、シートで被い密閉する。
- ④ 地下浸透防止措置
 - ・土間コンクリート 20cm 打設・鉄筋のため浸透はしない。
- ⑤ 悪臭発生防止措置
 - ・腐敗する物は集積しない。廃棄物については、変質しないうちに処理・運搬する。
- ⑥ 火災発生防止措置
 - ・消火器を設置し、未然に防止するよう日常点検を行う。
- ⑦ 害虫等発生防止措置
 - ・腐敗物を集積しない。必要な場合は消毒を行う。
- ⑧ 粉塵発生防止措置
 - ・作業は屋内で行い、開口部はシャッターで閉鎖する。
 - ・破砕機は屋内設置し、廃棄物によっては、水噴射等により対策する。
- ⑨ 騒音、振動等防止措置
 - ・コンボ、フォークリフトについては低温のエンジンの物を使用する。
 - ・破砕機は屋内設置し開口部はシャッターで閉鎖する。
 - ・廃棄物の積み下ろし等、大きな騒音、振動を伴う作業は 20 時以降は行わない。